

京都府介護・福祉人材確保緊急対策事業費補助金交付要綱

平成21年12月25日

京都府告示第649号

(趣旨)

第1条 知事は、事業所及び団体が実施する介護・福祉の人材の確保及び定着を図るための緊急的な事業に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「介護福祉士等養成施設」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号若しくは第3号若しくは第39条第1号から第3号まで又は精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第7条第2号若しくは第3号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した養成施設をいう。

2 この要綱において「事業所」とは、介護福祉士等養成施設、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業を行う事業所並びに介護保険法（平成9年法律第123号）及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づくサービスを提供する事業所をいう。

3 この要綱において「団体」とは、介護・福祉サービスの向上を目的として活動する非営利の団体をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、事業の内容、補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、基準額、補助対象経費及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第4条 規則第5条に規定する申請書の様式及び提出期日は、知事が別に定める。

(変更の承認申請)

第5条 規則第9条の規定により知事の承認を受けなければならない変更（軽微な変更を除く。）の申請は、知事が別に定める様式によるものとする。

(実績報告)

第6条 規則第13条に規定する実績報告書は、知事が別に定める様式によるものとし、補助事業が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

(補助金の概算払)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の概算払を受けようとするときは、知事が別に定める様式による請求書を知事に提出するものとする。

(書類の提出先)

第8条 この要綱の規定に基づき知事に提出する書類は、別表に定める複数事業所連携事業にあつては、ユニット（5以上の事業所で構成された集団をいう。以下同じ。）を代表する事業所の所在地が京都市以外の市町村にある場合は、その所在地を所管する京都府保健所の長を経由して提出するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年12月25日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。